

## 区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付要綱

27都市住政第279号

平成27年8月13日

一部改正 平成30年4月1日付29都市住政第1066号  
一部改正 平成31年4月1日付30都市住政第994号  
一部改正 令和2年4月1日付31住住企第714号  
一部改正 令和3年4月1日付2住住企第490号  
一部改正 令和4年4月1日付3住住企第596号  
一部改正 令和5年4月1日付4住民安第570号  
一部改正 令和6年4月1日付5住民安第771号  
一部改正 令和7年4月1日付6住民安第1010号

### 第1 目的

この要綱は、区市町村における居住支援協議会等の活動の一部に対し補助することにより、住宅確保要配慮者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第2条第1項に掲げる者をいう。以下同じ。）の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### (1) 居住支援協議会

住宅セーフティネット法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。

#### (2) 区市町村居住支援協議会

居住支援協議会のうち、都内の区市町村が構成員となっているものをいう。

#### (3) 交付金

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）に規定する社会資本整備総合交付金のうち、同要綱第6第一号イ⑮の規定によるものをいう。

#### (4) 居住支援団体

住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）その他住宅確保要配慮者の居住の支援（住宅セーフティネット法第42条各号に規定するものをいう。）を行う団体であって、法人格を有するものをいう。

### 第3 補助対象事業

- 1 補助対象事業は、次に掲げるもの（国庫補助金その他の補助金等の対象となるものを除

く。)とする。

(1) 次に掲げるもののうち、区市町村居住支援協議会の設立年度を含む3年間に、区市町村居住支援協議会が行うもの(区市町村による補助を区市町村居住支援協議会が受ける場合、交付金の対象となるものを除く。)

ア セミナー・研修会の開催、パンフレットの作成

イ 住宅確保要配慮者の需要調査

ウ その他広報・普及啓発に資する活動

(2) 区市町村居住支援協議会の設立年度を含む3年間に、区市町村居住支援協議会が行う前号の活動に対し、区市町村が補助するもの(交付金の対象となるものを除く。)

(3) 次に掲げるもののうち、区市町村居住支援協議会が行う活動((1)に掲げるものを除く。また、区市町村による補助を区市町村居住支援協議会が受ける場合、交付金の対象となるものを除く。)

ア 「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に定める住宅確保要配慮者の範囲のうち、これらの属性に係る者の専用のセーフティネット住宅として登録を促進するもの

イ 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への住み替えを含む入居支援として、地域の不動産関係団体と連携して行う登録協力不動産店制度や、生活支援の相談を含めた総合的な相談窓口・相談会などの取組を推進するためのもの

ウ 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居支援として、東京都指定の居住支援法人及び区市町村居住支援協議会構成員と連携して行う取組を推進するためのもの

エ その他、区市町村居住支援協議会の活動の活性化に資する活動として認められるもの

(4) 区市町村居住支援協議会が行う前号の活動に対し、区市町村が補助するもの((2)に掲げるものを除く。また、交付金の対象となるものを除く。)

(5) 次に掲げるもののうち、区市町村居住支援協議会の設立に向け、区市町村又は居住支援団体(団体の業務を的確かつ円滑に実施するために必要な資力を有するものに限る。)が行う活動(ただし、補助を開始した年度を含む3年間を限度とする。)

ア 居住支援体制の連絡網、案内・支援などのマニュアル等の作成

イ 居住支援に係る機運醸成、連携強化に向けたセミナー、勉強会等の開催

ウ 居住支援体制構築のための調査

エ その他、区市町村居住支援協議会の設立等に向けた活動として認められるもの

2 1の規定にかかわらず、区市町村居住支援協議会が次のいずれかに該当する者を構成員に含む場合又は居住支援団体が次のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 過去5年間に重大な法令違反がある者

(2) 国税及び地方税を滞納している者

(3) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第

2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）

(4) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項又は第4項の処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

#### 第4 補助金の額

補助金の額は、以下のとおりとする（ただし、人件費は除く。）。

(1) 第3の1の(1)から(4)までに掲げる事業

補助対象事業に要する費用の額の2分の1又は100万円のいずれか低い額

(2) 第3の1の(5)に掲げる事業

補助対象事業に要する費用又は100万円のいずれか低い額

#### 第5 補助金の交付の申請

1 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事に応募・交付申請書の他第16の1及び2に定める書類を提出するものとする。

2 1の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請するものとする。

#### 第6 補助金の交付の決定等

1 知事は、第5の1の規定による応募・交付申請書が提出されたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その決定内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付の申請をした者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、交付の決定を行うに当たっては、第5の2により当該補助金に係る消費税仕入控除額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことの条件を付して交付の決定を行うものとする。

#### 第7 申請の撤回

1 補助金の交付の申請をした者は、第6の1の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の撤回をすることができる。

2 1の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る補助金交付決定は、なかったものとみなす。

## 第8 事業内容の変更

- 1 第6の1の規定による通知を受けた場合において、第3の1に掲げる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、やむを得ない事由により、次のいずれかに該当する行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。
  - (1) 補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の変更（ただし、第3の1の各号に掲げる事業内容の軽微な変更の場合についてはこの限りではない。）
  - (2) 補助対象事業の中止又は廃止
- 2 補助事業者は、やむを得ない事由により、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるものとする。
- 3 知事の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、補助金の額に変更を生じない事業内容の変更のうち、知事が承認を要しないと認めるものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の額に変更を生じる場合には、補助金交付決定額変更申請書を作成し、知事に提出するものとする。
- 5 知事は1による承認申請又は4による申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に速やかに通知するものとする。

## 第9 状況の報告

知事は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

## 第10 実績の報告等

- 1 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（第8の1の（2）の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助対象事業の完了する日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告するものとする。
- 3 補助事業者は、1の場合において、やむを得ない事由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

## 第11 補助金の額の確定

- 1 知事は、第10の1の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金額の確定を行うに当たっては、第10の2の規定により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

## 第12 補助金の支払

- 1 補助金は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書等を知事に提出するものとする。

## 第13 交付決定の取消等

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、知事は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助対象事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) (1) から (3) までに掲げる場合のほか、補助事業者が補助金交付の決定内容その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

## 第14 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させるものとする。

## 第15 経理書類の保管

補助事業者は、補助対象事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存するものとする。

## 第16 申請の様式及び提出方法

- 1 申請書類及び報告書類の様式は、別表1に定めるとおりとする。
- 2 申請書類及び報告書類に添付する書類は、別表2のとおりとする。
- 3 知事の通知の様式は、別表3に定めるとおりとする。
- 4 1及び2に規定する書類は、知事に1部提出するものとする。

## 第17 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に設立されている居住支援協議会に対する補助については、要綱第3の1の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までに行われる補助対象事業について、補助の対象とする。
- 3 この要綱は、平成30年3月31日をもって失効する。ただし、同日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、この要綱の規定の適用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日をもって失効する。ただし、同日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、この要綱の規定の適用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成31（2019）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2020年3月31日をもって失効する。ただし、同日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、この要綱の規定の適用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3（2021）年3月31日をもって失効する。ただし、同日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、この要綱の規定の適用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4（2022）年3月31日をもって失効する。ただし、同日までに区市町村

居住支援協議会を設立した場合は、この要綱の規定の適用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4（2022）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5（2023）年3月31日をもって失効する。ただし、同日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、第3の1の（1）及び（2）の規定の運用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5（2023）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6（2024）年3月31日をもって失効する。ただし、次に掲げる場合は、以下のとおりとする。
  - （1）令和6（2024）年3月31日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、第3の1の（1）及び（2）の規定の運用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。
  - （2）令和6（2024）年3月31日までに、第3の1の（5）の規定に基づく補助金の交付決定を行い、補助を開始した場合は、同規定の運用については、当該補助を開始した年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7（2025）年3月31日をもって失効する。ただし、次に掲げる場合は、以下のとおりとする。
  - （1）令和7（2025）年3月31日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、第3の1の（1）及び（2）の規定の運用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。
  - （2）令和7（2025）年3月31日までに、第3の1の（5）の規定に基づく補助金の交付決定を行い、補助を開始した場合は、同規定の運用については、当該補助を開始した年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8（2026）年3月31日をもって失効する。ただし、次に掲げる場合は、以下のとおりとする。
  - （1）令和8（2026）年3月31日までに区市町村居住支援協議会を設立した場合は、第3の

1の(1)及び(2)の規定の運用については、当該区市町村居住支援協議会の設立日の属する年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

(2) 令和8(2026)年3月31日までに、第3の1の(5)の規定に基づく補助金の交付決定を行い、補助を開始した場合は、同規定の運用については、当該補助を開始した年度の翌々年度の末日までに限り、なお従前の例による。

#### 別表1 申請書類及び報告書類

(様式1) 区市町村居住支援協議会活動支援補助金応募・交付申請書

(様式2) 事業に係る経費の内訳(事業費全体)

(様式3) 補助対象事業費

(様式4) 誓約書

(様式5-1) 事業計画書

(様式5-2) 提案内容

(様式5-3) 事業の実現可能性

(様式5-4) 活動実績及び今後の活動予定

(様式5-5) 区市町村居住支援協議会の設立に向けた計画書(第3の1の(5)の場合に限る。)

(様式6) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(様式7) 区市町村居住支援協議会活動支援補助内容変更承認申請書

(様式8) 区市町村居住支援協議会活動支援補助中止(廃止)承認申請書

(様式9) 区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付決定額変更申請書

(様式10) 区市町村居住支援協議会活動支援補助完了実績報告書

#### 別表2 申請書類及び報告書類に添付する書類

請求書

支払金口座振替依頼書

(以下、第3の1の(5)の規定に基づく補助金の交付申請を行おうとする者が、居住支援団体である場合のみ)

登記事項証明書

定款

直近2事業年度の業務及び財務の状況に関する書面

区市町村長の推薦書

#### 別表3 知事の通知の様式

(様式11) 区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付決定通知書

(様式12) 区市町村居住支援協議会活動支援補助内容変更承認通知書

(様式13) 区市町村支援協議会活動支援補助中止(廃止)承認通知書

(様式14) 区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付決定額変更通知書

(様式15) 区市町村居住支援協議会活動支援補助金の額の確定通知書